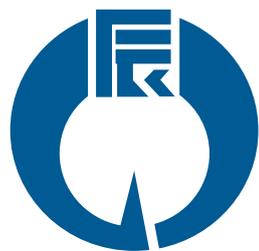


編集・辰野町議会広報委員会
発行・辰野町議会



辰野町 議会だより



Tatsuno Town
Assembly News

第32号

平成21年(2009年)
2月1日

~一人ひとりの笑顔が輝く、
希望に満ちたまちづくり~



大城山の初日の出



餅つき(かやぶきの館)



第7分団出初式

12月定例会

総務産業建設常任委員会活動からP 2~3
社会福祉教育常任委員会活動からP 4~5
辰野町議会横浜市視察研修報告P 6

委員会活動から

総務産業建設常任委員会

- 議案審査(2件)
- 陳情審査
- 現場視察報告
- 町内企業視察報告



● 議案審査

辰野町公の施設の指定管理者の指定について

この議案は「辰野町食の健康拠点施設」「辰野町滞在型農園施設」「辰野町交流促進施設」を含む信州たつのふる里農村公園「グリーンビレッジ横川」における社団法人辰野町開発公社による指定管理が平成21年3月31日をもって終了することから、新たな指定管理者として「株式会社 三和商会」を指定したいとするものです。

委員会の審査では、同社は諏訪市四賀に本社を置き、資本金2,000万円、主にビルメンテナンス・警備業務・給食業務などの受託業務を行っているとのこと。

信州たつのふる里農村公園の指定管理には3社の応募があり、選定委員会と町長委嘱の6人による選定審査会が提示した評価表11項目による条件・経営状況などを審査し、同社を選考したとのこと。

選考理由としては、①施設の効用を発揮でき、経費の縮減が図られ長期継続して経営が可能であること。②地域と連携して運営を行い、民間の持つノウハウを集客活動などにも活かした幅広い業務が期待できること。③現在の職員も継続雇用することなどです。

委員からは、宿泊施設の経営実績がなく今後の運営に不安を持つとの意見も出ましたが、新しい分野に積極的に進出し、地域とも連携を図りながら事業展開を行おうとする姿勢を評価し、審査の結果、全員一致で可決としました。

調停において合意する件

この議案は平成16年10月20日台風23号接近に伴う大雨により新町地区で発生したJR飯田線列車転覆事故について、JR東海から損害賠償の請求をされている件で町が伊那簡易裁判所の調停案に合意しようとするものです。

・ 調停の相手方
愛知県名古屋市中村区
名駅1丁目1番4
東海旅客鉄道株式会社
代表取締役 松本正之
・ 町が相手方に支払う解決金額
300万円



J R東海列車転覆事故

この件については、法律の専門的な部分もあることから委員会審査に入る前に本調停に係わっている町の顧問弁護士から法的な見解をお聞きし慎重に審査をしました。

以下審査結果について報告します。

顧問弁護士の見解を踏まえた町の考え方

裁判となれば、次の理由により問題点も多く不本意であるが、本調停により

300万円の解決金で、合意したいとするものです。

この300万円は全国町村会総合賠償補償保険から支払われることの内諾を受けており、しかも調停であるので、原因や責任関係を判断せず早期解決を図るという意味での解決金として合意するといふものです。

裁判となった場合の問題点

本件は、JR東海が国家賠償法に基づく損害賠償請求をしてきており、水路の設置および管理に瑕疵があった場合は町に損害賠償の責任があるといふもので、この水路が通常備えるべき安全性を欠いていたかが裁判の争点となります。

当日降った雨の量が50年に1度、100年に1度の物凄い大雨量であれば水が氾濫したとしても、通常備えるべき安全性があったということになります。

この列車事故で現地調査に入った国交省の航空鉄道事故調査委員会の報告では最大時間雨量は23mm、連続雨量167mmでアメダスの雨量

データを基に判断すると時
間雨量は2年に1度、連続
雨量では5年に1度の雨量
だとされています。

町としては、町内各箇所
で過去に例がないほど災害
が多発している状況が考慮
されていない報告書には不
満もあります。

しかし、この鉄道事故調
査報告書は非常に重みがあ
り、自然災害であつたとす
る意見書を作成するため専
門的な知識をもった大学の
教授などに依頼するのに多
額の費用もかかります。

雨量からすると町にも水
路の管理を怠つたという不
利な面もなきにしも非ず、
あるいは、何割かは町の責
任というふうに認定される
かもしれないということだ
す。裁判にはリスクが伴い
ます。

裁判となれば、期間は5
年から10年位かかり、しか
も損害賠償額のほかに利息
が付きます。利息は平成16
年から判決の出る時まで年
5%でかかります。事故に
よる損害額3、500万円

余の請求額ですから仮に10
年だと1、750万円もの
利息もかかってしまいま
す。裁判に勝つた場合に
も、弁護士費用が60万円位
かかりますし、その弁護士
費用は保険から支払われま
せん。

委員会の審査結果

賛成意見

多くの委員から「本件に
ついては、自然災害であり
むしろJR東海側の安全確
認に過失があつたとの認識
でいるが、町からの前述の
説明のとおり裁判となれば
リスクもある上、問題が長
引くことや、費用も大きい
ことから不本意ではある
が、解決金で合意すること
が町民益となる。」との意
見でした。

反対意見

一部の委員から反対意見
として「不可抗力による事
故であり、JR東海側の過
失である。調停といえども
裁判先例であり、今後他の
自治体への影響がある。辰
野町でも災害が起これば提
訴され、同様な事例が出て

くる恐れがある。そんなこ
とに対応できないし、不当
な要求を認めることにな
る。譲らないことが町民益
である。」との意見があり
ました。

採決の結果

委員会での採決は賛成5
名、反対1名で可決と決し
ました。

本会議結果

定例議会最終日16日の本
会議でも反対および賛成意
見が出されましたが起立採
決により賛成11名反対2名
で可決されました。

陳情審査

共済法制定を求める陳情

提出者 互助共済を守る
長野県懇話会
会長 関 昌憲

二セ共済から始まった流
れが、平成18年4月から保
険業法の改正に伴い、「団
体内の助け合い」すなわち
共済は原則として認められ
ない、営利会社の実施する
保険によることという重大
なしばりがかけられ国内各
分野に大きな影響が発生
し、国民の安心が脅かされ

ております。互助共済が今
後とも健全な運営ができる
ように「共済法」の制定を
陳情されたものです。

委員からも、今まで法制
化されていないこと自体が
問題であり、ここに共済制
度を「共済法」制定により
守るべきだとの趣旨に委員
全員賛同し、採択と決しま
した。

意見書

- 1、共済の理念が
- ①資本を持たないこと。
- ②構成員の加入自由。
- ③非営利目的で地域社会・
共同体の利益目的で純粋儲
け目的でない（社会的連帯
である）こと。
- ④一人一票の決定権の組織
であることを示すこと。
- 2、同理念は日本国憲法第
13条「幸福追求権」、第21条
「集会・結社・表現の自由」、
第28条「勤労者の団結権」
に基づくことを示すこと。
- 3、共済活動は、各団体自
治において自由に行われる
ものであることを示すこと。
- 4、各共済の運営は、利用
者全員の参加において一人

一票で民主的に行われるこ
とを示すこと。

以上の意見書を内閣総理
大臣ほか関係大臣に提出し
ました。

現場視察

12月16日午前1時から委
員全員で平出住宅団地新築
工事の進捗状況を把握のた
め現場視察を行いました。



平出住宅団地工事進捗状況視察

町内企業視察

議会閉会中の継続審査案
件として、工業に関する調
査研究のため町内3企業の
工場視察を10月24日に行
いました。

- ・オリンパス(株)辰野事業場
- ・(株)赤羽製作所
- ・(株)平井星光堂さくら工場

委員会活動から

社会福祉教育常任委員会

- 陳情審査(4件)
- 現場視察報告



● 陳情審査

四件の陳情を全件採択

■ 介護労働者の処遇改善を求める陳情

提出者
長野県医療労働組合連合会
執行委員長 渡辺 一信

本陳情は「労働者の処遇改善の必要があると認め、直ちに具体化を図ること。」「介護報酬を大幅に引き上げること。」を要望した陳情であり、陳情書に添付された介護福祉労働者の労働実態調査の報告書や、新聞報道などを参考に検討し、全員賛成にて採択しました。

意見書

いま、介護・福祉労働者の人材確保が国民的課題となっています。

財団法人介護労働安定センターの平成18年度調査では、介護労働者の1年間の離職率は20・3%で、離職者の8割以上が「3年未満」と報道されており、介護労働者の処遇改善が緊急に求められています。第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介

護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しているが、具体案は一切ありません。

政府は、今後10年間に約40〜60万人の介護労働者の確保を必要としており現在約64万人の介護福祉士などの定着・増員は緊急の課題です。

介護報酬の引き上げとともに、報酬の引き上げが保険料や利用料にはねかえらないように国庫負担を増額して労働条件を改善することを求めるものです。

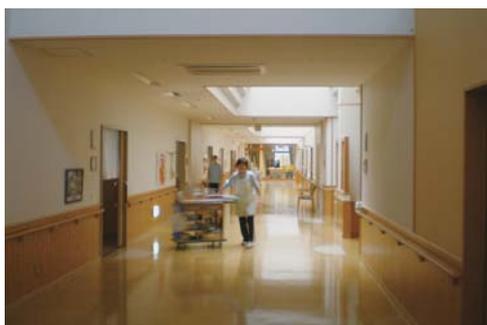
- 1 国は介護労働者の処遇改善について必要があると認め、直ちに具体化をはかること。
- 2 介護報酬を大幅に引き上げることを。

として内閣総理大臣ほか関係大臣に提出しました。

■ 社会保険料に人头割はふさわしくない所得割重視の国保税(料)を求める陳情

提出者
長野県社会保険推進協議会
代表委員 熊谷嘉隆
坂本隆久 鈴木信光
高村 裕 松澤秀紀

本陳情は①全ての市町村国保で応益割7・5・2割軽減ができるようにすること。②市町村国保への国の負担割合を引き上げ、引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点的に配分すること。以上を要望した陳情であり、慎重に検討のうえ委員全員賛成し採択に決しました。



かたくりの里

意見書

市町村国民健康保険税(料)は、1992年と2006年を比較すると、長野県の市町村国保全体で、課税対象所得が半減しているにもかかわらず、1人当たり保険料はほとんど変わらず、所得に対

する比率はほぼ2倍となっています。しかも、応能割と応益割の比率は81対19から60対40へと変化し、被保険者1人定額の均等割額が1・76倍と大きく伸びています。こうした異常な状況をつくり出した背景には1995年に7・5・2割軽減が導入されるとともに、それを実施するには「応益割比率を45〜55%」としなければならぬという条件がつけられたことがあります。

そもそも国民健康保険は社会保障として位置づけられており、支払い能力に応じた保険料で「いつでも、どこでも、誰でも」医療が受けられることを目的とする制度です。

よって、国においては、応益割合の引き上げ圧力になっている制度の撤回と、市町村国保への国の負担を増やし、市町村国保の健全な発展を保障する国の責任を果たすよう、以下の事項の実現を強く要請します。

- 1 市町村国保への国の負担割合を引き上げ、引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点

的に配分すること。
 2 応益割7・5・2割軽減に関する「応益割比率を45（55）」の条件を撤廃し、すべての市町村国保で応益割7・5・2割軽減が実施できるようにすること。

以上を内閣総理大臣、両院議長ほか関係大臣に提出しました。



福寿苑

介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情

提出者
 長野県社会保障推進協議会
 代表委員 熊谷嘉隆
 坂本隆久 鈴木信光
 高村 裕 松澤秀紀

本陳情は所得段階別保険料から、所得比例中心の保険料に変更することなどを要望した陳情であり、全員賛成し採択に決しました。

意見書

介護保険料の第4期の段階設定にあたっては、国は、一定の条件のもとに、保険者ごとに段階を設定し、多段階にすることを認めています。必ずしも低所得層全体の保険料負担の軽減にはつながりません。生活保護基準以下の収入しかない世帯でも基準額の半額は負担しなければならぬのが大半の保険者の状況です。第1号被保険者の介護保険料を、定額保険料を基礎とする方式はすでに限界です。よって、国においては、所得比例中心の保険料体系への変更と、国の負担を増やし所得格差を補正する財政調整交付金の充実など、以下の事項の実現を強く要請します。

1 介護保険への国の負担割合を引き上げ、引き上げ分は普通財政調整交付金として平均所得の低い市町村に重点的に配分すること。

2 被保険者1人当たり定額保険料を基本とした所得段階別保険料から、所得比例中心の保険料に変更すること。

以上の意見書を内閣総理大臣、両院議長ほか関係大臣に提出しました。

介護保険制度の抜本的改善を求める陳情

提出者
 長野県社会保障推進協議会
 代表委員 熊谷嘉隆
 坂本隆久 鈴木信光
 高村 裕 松澤秀紀

本陳情は介護報酬を引き上げること、介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げることなどを要望した陳情であり、委員全員賛成し採択に決しました。

意見書

「安心して老後をおくりたい」、これはすべての国民の願いです。しかし、いま介護保険制度は崩壊の危機にさらされています。様々なサービスの利用制限による「介護の取り上げ」が利用者に生活困難をもたらし、重い利用料負担がサービス利

用の取りやめや減らさざるを得ない事態を生んでいます。この間の介護報酬の引き下げは労働者に多大なしわ寄せをもたらした生活できない低賃金、働き続けられない労働環境のなか福祉・介護サービスに携わる労働者の確保を困難にしています。事業者にとっても介護報酬引き下げが経営難に直結する事態となっています。

第169通常国会では「介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律」が全会一致で可決・成立しました。この法律を実効あるものにする

ことは国の責任であり、介護労働者の処遇改善をはじめ、介護保険制度の抜本的改善は待ったなしの状況です。

よって、国においては、介護保険制度の抜本的改善のために、以下の事項の実現を強く要請します。

1 介護保険に対する国の負担を大幅に増やし、保険料や利用料を引き下げること。
 2 介護報酬を引き上げる

こと。
 3 介護労働者の処遇改善を図り、介護の人材を確保すること。
 4 利用者のサービス利用制限を取りやめ、必要なサービスを保障すること。

以上の意見書を内閣総理大臣、両院議長ほか関係大臣に提出しました。

現場視察

委員会2日目の12月12日、委員全員で「かたくりの里」及び「福寿苑」の視察を行い、入所者の生活状況や介護従事者の厳しい作業実態を見てまいりました。



委員会視察風景（福寿苑）

辰野町議会横浜市視察研修報告

1. 実施期間

平成20年11月18日～19日

2. 研修視察場所

横浜開港資料館、横浜市役所、IHI(株)横浜第2工場

3. 研修目的

横浜市との交流についての調査・研究



本年は横浜開港から150年に当たります。この横浜の草創期の発展に辰野町出身の小野光賢・光景父子が大変貢献しています。

辰野町議会では、その功績を検証し、併せて平成21年度に予定している人事交流に伴う横浜市への表敬訪問とIHI(株)横浜第2工場などの視察研修を実施しました。



横浜開港資料館にて

●横浜開港資料館

初日はまず、ペリー来航ゆかりの玉楠の木を鑑賞した後、横浜開港資料館へ入りました。副館長の歓迎の言葉があり、西川学芸員よりレクチャーを受けました。横浜開港150周年が本年に当たり、市を挙げて当時の研究に力を注いでいると

のこと、取り分け辰野町出身の小野光賢・光景父子が草創期の横浜の発展に大きな功績があったことなど年譜資料を基に詳細に解説して頂きました。光賢は横浜の名主から副市長として、光景は横浜正金銀行頭取・横浜商業会議所会頭など重職を歴任され、この縁から今後より一層の辰野町との交流を要望されました。そのあと資料展示室にて江戸末期から明治時代初期の写真、往時の新聞など貴重な資料を拝観しました。

その後、国の重要文化財に指定されている横浜市開港記念館を見学しました。赤煉瓦の外壁が印象的なこの建物は明治42年に横浜開港50周年を記念してコンペ方式により建設され、大正6年竣工。関東大震災の被害など幾多の試練や改修を重ね今日まだ市民活動や行事に使用され、当時の時代にタイムスリップしたような感動を覚えました。午後3時ごろから赤レンガ倉庫のテナントショップ、山下

公園の視察をし、平日にもかかわらず大勢の市民や観光客で賑わっており、活気ある町・人の流れに触発されました。

●横浜市役所表敬訪問

翌日は横浜市役所の会議室において、矢ヶ崎町長、篠平議長挨拶の後、吉原横浜市議会議長から市の概要及び開港150周年のイベントを中心とした挨拶がありました。辰野町との交流については前向きな姿勢を示されました。

続いて阿部横浜副市長(前長野県副知事)との面談を行い次のようなご示唆をいただきました。
 ・小学生との体験交流実績。
 ・環境モデル都市としての抱負。



横浜市役所を表敬訪問

・エコ対策として30%の緑を確保するため150万本のどんぐりの苗木の植樹を計画。
 ・水資源の他県からの導入。
 ・緑・CO₂対策(山林確保等)
 ()長野県との契約方式。などでした。

●IHI株式会社 横浜工場の視察

朝倉事業本部長、浜副部長の丁寧なる出迎えを頂き工場内を視察しました。

工場はバスが巡回しており、2,500人が働き、保育園も完備されていて、まるで一つの町のように感じました。メイン工場は幅150m・長さ312mにもおよび、ヘリコプター甲板の蓋の駆動部、耐熱超合金によるジェットエンジン部品、タグボートの推進機などが製造されていました。技術本部では3次元レーザーレーダーなどが開発されているそうです。その後、本牧臨海公園の小野光景別邸跡地に建立されている顕彰碑を見学し、今後の横浜市との交流に思いを馳せました。